対照条文 ○昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号(型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件)の一部を改正する告示新旧

(傍線部分は改正部分)

改 正 紫	职
一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四の規定による型式承	一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四の規定による型式承
認を受けた機器であって、次に掲げるもの	認を受けた機器であつて、次に掲げるもの
(盤)	(盤)
22 航海情報記録装置(設備規則第四十五条の三の五に規定する無線	
設備に限る。)の機器	
□ 簡易型航海情報記録装置(設備規則第四十五条の三の五に規定する	
無線設備に限る。)の機器	無線設備に限る。)の機器
4 · 1 (泰)	<u>E1 · 4</u> (唇)
11~月 (盤)	11~片 (盤)

○平成十一年郵政省告示第二百四十六号(無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件)の一部を改正する告示新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 紫	
	111
別表の測定回路及び測定方法	別表 機器の測定回路及び測定方法
以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっ	以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっ
ては、原則として、 1×10^{-8} 以上の精度を有する基準信号を入力するもの	ては、原則として、 1×10^{-8} 以上の精度を有する基準信号を入力するもの
とする。	とする。
$1 \sim 9$ (略)	$1 \sim 9$ (略)
10 船舶自動識別装置の機器	10 船舶自動識別装置の機器
(1) <u>送信部</u>	(1) 時分割多元接続方式送信部
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)
	(2) デジタル選択呼出装置送信部
	① 周波数偏差
	測定回路 受検機器 操似空中線回路 FM復調器
	B 信号(2, 100Hz)及び Y 信号(1, 300Hz)を連続送信状態とし、FM 復
	調器で受信した周波数を測定する。
	② 変調速度
	測定回路は①に同じ。
	連続したドットパターンを出力し、FM復調器で受信した出力の変
	調速度を測定する。
(2) 時分割多元接続方式受信部	(3) 時分割多元接続方式受信部
① 感度	① 感度
測定回路	測定回路



(一)107dBmの入力レベルで信号を受信したときのパケット誤り率を測定する。

② • ③ (略)

④ 隣接チャネル除去比

測定回路は③に同じ。

感度測定状態より 6dB 高い<u>希望波の信号と</u>隣接チャネルの周波数である妨害波を加え、当該信号の 80%が正常に受信できるときの希望波と妨害波の比を求める。

 $5\sim7$ (略)

(3) デジタル選択呼出装置受信部

①•② (略)

③ 同一チャネル除去比 測定回路は(2)③に同じ。(略)

④ 隣接チャネル除去比 測定回路は<u>(2)③</u>に同じ。(略)

⑤ スプリアス・レスポンス 測定回路は(2)③に同じ。

(略)

- ⑥ (略)
- ⑦ 感度抑圧効果



<u>チャネル間隔が 25kHz の場合は</u>(-)107dBm、チャネル間隔が 12.5kHz の場合は(-)98dBm の入力レベルで信号を受信したときのパケット誤り率を測定する。

②・③ (略)

④ 隣接チャネル除去比 測定回路は③に同じ。

感度測定状態より 6dB 高い<u>希望波の信号</u>隣接チャネルの周波数である<u>無変調の</u>妨害波を加え、当該信号の 80%が正常に受信できるときの希望波と妨害波の比を求める。

⑤ \sim ⑦ (略)

(4) デジタル選択呼出装置受信部

①•② (略)

③ 同一チャネル除去比 測定回路は<u>(3)③</u>に同じ。(略)

④ 隣接チャネル除去比 測定回路は<u>(3)③</u>に同じ。(略)

(5) スプリアス・レスポンス 測定回路は(3)③に同じ。(略)

- ⑥ (略)
- ⑦ 感度抑圧効果

測定回路は(2)③に同じ。	測定回路は(3)③に同じ。
(略)	(略)
<u>(4)</u> (略)	(<u>5)</u> (略)
11~18 (略)	11~18 (略)